

10月7日、要請書に対する回答がありました 税務署からの回答は従来より後退!

春日井民商だより

春日井民主商工会発行
春日井市ことぶき町183番地
電話 0568-81-1482
FAX 0568-81-9756
<http://www.kasugaiminsoy.stl.jp>

いつ入るの? 今でしょ!
入って良かった 安心の全商連共済



10月7日、小牧税務署から「国民本位の税制と民主的で公平な税務行政を求める要請書」(9月2日提出)に対する回答がありました。

回答には税務署側から黒柳総務課長・佐々木総務課長補佐が、民商側からは尾北・小牧・春日井の3民商から6名が参加しました。

要請にあたり、民商側は、税務調査の扱いについて「税務調査の事前通知」について「納税者の実態に即して文書で行う」と、「事前通知をしない案件でも任意調査を逸脱しないように」求めました。收支内訳書の提出を求

める「督促文書」の文言に、提出しないことにより税務調査になるかのような表現がある点について、税務署側は「納税者の(税務調査の)予見可能性を高めるため」と強弁し、「收支内訳書の添付がないことだけを理由に不利益な扱いはしない」という従来の立場について変更がないかとの問いには明言はありませんでした。

また、「要請書」に対する回答を文書で行うように求めた点についても「従来通り口頭で」との回答にとどまりました。

全体として、国税通則法の「改悪」に伴い納税者の権利をより限定させて税務行政を進めようとする意図が見え隠れする回答であり、従来よりも「後退」した回答と言わざるを得ないとの感想を持ちました。(事務局長 星野)

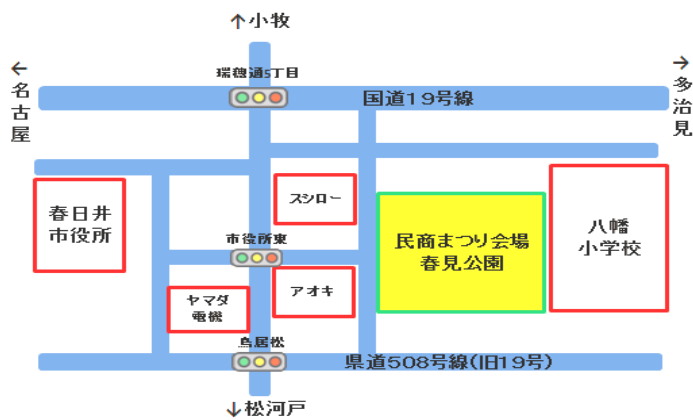
開催まであと3週間です!

第8回春日井民商まつりにこそって参加を!

と き: 11月9日(日) 10:30~15:00

(雨天の場合は、11月16日に順延)

と ころ: 春見公園 (下図参照)



女性の力で

消費税をぶっ飛ばせ!

愛婦協が春日井で消費税宣伝

10月11日、愛婦協・尾東ブロックは、清水屋前で消費税宣伝を行いました。

春日井・小牧・北名古屋の3民商から10人が参加しました。進んで署名してくれる方もおり、1時間で66筆の署名が集まりました。

今年の市交渉の日程が決まりました!

今年の市交渉は、11月27日(木)10時~ 市役所303会議室です

30分前までに会議室に直接集合してください

今年の市交渉の日程と開催場所が決まりました。消費税増税後の営業と暮らしの実態など、あなたの声を直接市政に届けるチャンスです。この日は予定を空けて、多数ご参加いただけるようにお願いします。

「春日井民商おもてなし利用券」取扱店募集!

春日井民商では、民商まつりビンゴ大会の景品として、会員のお店で利用できる「春日井民商おもてなし利用券」を提供します。

1枚500円(おつりは出ません)で、お客さんから受け取ったら事務所で現金に交換できます。お店の宣伝をしたい、新規の顧客を開拓したいと考えてみえる

毎月15日までの会費集金にご協力をお願いします。 会計 山崎孝亀